

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の
要件の特例に係る取扱いについて

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）、「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号）、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成 30 年 12 月 10 日付け保発 1210 第 1 号）及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 31 年 2 月 13 日付け保発 0213 第 3 号）（以下「特例関係通知」という。）により取り扱っているところです。

今般、当該施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、下記のとおりとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。

記

- 1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて
(1) 特例関係通知による研修修了証の写し又は届出書の提出期限までに提出がない場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者及びこの者を監督する開設者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止する。また、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者及びこの者を監督していた開設者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを

中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。

- (2) 特例関係通知により、研修修了証の写しを提出期限までに提出がない場合は受領委任の取扱いを中止とするが、当該提出期限までに研修の予約申込を完了し、研修を受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)及び研修受講の予約完了が確認できる書類を添付し提出した場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者及びこの者を監督する開設者については、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限内に研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期するものとする。また、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当とするが、届出書を提出期限までに提出すれば、中止相当としないこととする。

これらの場合であっても、受領委任の取扱いを行う施術管理者、この者を監督する開設者、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者及びこの者を監督していた開設者については、研修修了証の写しを提出しないと、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。

- (3) 特例関係通知で、実務研修期間証明書の写しを特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者及びこの者を監督する開設者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止とする。また、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者及びこの者を監督していた開設者については、受領委任の取扱いを特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。

- 2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者に係る提出勧奨について

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式1-1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式1-2「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し(開設者が前記の提出していない者である場合を除く)提出期限の1ヶ月以上前までに研修修了

証の写しの提出勸奨を行うこととする。なお、提出勸奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は届出書の提出期限及び様式については、以下に示す。

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日	別紙様式 2 令和元年 9 月 30 日	令和 2 年 3 月 31 日
平成 30 年 10 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日	届出日又は申出日から 1 年以内	別紙様式 3 届出日又は申出日から 1 年以内	令和 2 年 9 月 30 日
平成 31 年 4 月 1 日 ～ 令和元年 5 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	別紙様式 4 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 30 日

4 中止又は中止相当については、別紙様式 5 及び 6 を厚生労働省保険局医療課長等に、別紙様式 7 を中止又は中止相当とする者に送付することとする。

令和元年 月 日

各位

施術管理者研修修了証の写しの提出について

柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、特例関係通知（ ）において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約いただいております。

既に研修修了証をお持ちである場合は、提出期限までに研修修了証の写しを地方厚生(支)局長と都道府県知事に提出願います。

仮に、提出期限までに、受講済みであるが研修修了証が届いておらず提出できない場合は地方厚生(支)局長と都道府県知事にその旨をご連絡願います。

また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)及び研修受講の予約完了が確認できる書類を提出した場合には、研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期することとします。併せて、提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当となりますが、上記届出書を上記提出期限までに提出すれば、中止相当としないこととします。

これらの場合であっても、施術管理者研修を受講した後、届出書に記載する提出期限までに研修修了証の写しを提出していない場合は、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日から、受領委任の取扱いを中止又は中止相当となりますのでご留意願います。

特例関係通知対象者の受領 委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修 了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修 了証の写しの提出期限
平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日	別紙様式 2 令和元年 9 月 30 日	令和 2 年 3 月 31 日
平成 30 年 10 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	届出日又は申出日 から 1 年以内	別紙様式 3 届出日又は申出日から 1 年以内	令和 2 年 9 月 30 日
平成 31 年 4 月 1 日～ 令和元年 5 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	別紙様式 4 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 30 日

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日（登録・承諾年月日が平成 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日の場合は令和元年 10 月 1 日から、登録・承諾年月日が平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 5 月 31 日の場合は令和 2 年 4 月 1 日から）から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とします。

ご不明な点等ございましたら、問い合わせ先へお尋ね願います。

特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）
- ・「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成 30 年 12 月 10 日付け保発 1210 第 1 号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 31 年 2 月 13 日付け保発 0213 第 3 号）

【問い合わせ先】
各地方厚生（支）局
電話番号
（提出期限の確認等）

(案)

令和元年 月 日

各位

特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について

柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、特例関係通知()において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約いただいております。

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出がない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者を監督する開設者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することとします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者を監督していた開設者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることとします。

また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)を提出した施術管理者が、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限内に研修修了証の写しを提出しない場合、当該施術管理者を監督する開設者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することとします。併せて、届出書を提出した施術管理者が、受領委任の取扱いを辞退した場合、当該施術管理者を監督していた開設者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることとします。

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日	別紙様式 2 令和元年 9 月 30 日	令和 2 年 3 月 31 日
平成 30 年 10 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	届出日又は申出日 から 1 年以内	別紙様式 3 届出日又は申出日から 1 年以内	令和 2 年 9 月 30 日
平成 31 年 4 月 1 日～ 令和元年 5 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	別紙様式 4 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 30 日

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者を監督する開設者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日（登録・承諾年月日が平成 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日の場合は令和元年 10 月 1 日から、登録・承諾年月日が平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 5 月 31 日の場合は令和 2 年 4 月 1 日から）から受領委任の取扱いを中止とします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者を監督していた開設者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止相当とします。

開設者におかれましては、特例関係通知者である施術管理者が勤務している又は受領委任の取扱いを辞退した施術管理者が勤務していた施術所における受領委任の取扱いを中止又は中止相当とすることになりますので、ご留意の上、監督願います。

特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）
- ・「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成 30 年 12 月 10 日付け保発 1210 第 1 号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 31 年 2 月 13 日付け保発 0213 第 3 号）

【問い合わせ先】

各地方厚生（支）局

電話番号

（提出期限の確認等）

届 出 書

(受領委任の届出又は申出が平成30年4月1日から同年9月30日までの者)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出について、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)の別紙「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」の10の(7)又は「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)の別紙「平成30年度における柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」の10の(7)の研修修了証の写しを「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)に記載する期日(令和元年9月30日)までに提出することができませんが、今般、施術管理者研修の受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。

なお、研修の受講後、速やかに(期限:令和2年3月31日まで)研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和2年4月1日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。

令和 年 月 日

厚生(支)局長 殿

都道府県知事 殿

登録記号番号
柔道整復師氏名

住 所 〒 -
受講予定年月日

(受領委任を取扱う)
施 術 所 名

施 術 所 住 所 〒 -

【添付書類】

- ・インターネットの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団からのメールの写し
(件名「【柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ】」)
- ・FAXの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書の写し

届 出 書

(受領委任の届出又は申出が平成30年10月1日から平成31年3月31日までの者)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出について、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)の別紙「平成30年度における柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」の10の(7)の研修修了証の写しを受領委任の届出又は申出を行った日から1年以内に提出することができませんが、今般、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。

なお、研修の受講後、速やかに(期限:令和2年9月30日まで)研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和2年10月1日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。

令和 年 月 日

厚生(支)局長 殿

都道府県知事 殿

登録記号番号
柔道整復師氏名

住 所 〒 -
受講予定年月日

(受領委任を取扱う)
施 術 所 名

施 術 所 住 所 〒 -

【添付書類】

- ・インターネットの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団からのメールの写し
(件名「【柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ】」)
- ・FAXの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書の写し

届 出 書

(受領委任の届出又は申出が平成31年4月1日から令和元年5月31日までの者)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出については、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)の別紙「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」の10の(7)の研修修了証の写しを令和2年3月31日までに提出することができませんが、今般、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。

なお、研修の受講後、速やかに(期限:令和2年9月30日までに)、研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和2年10月1日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。

令和 年 月 日

厚生(支)局長 殿

都道府県知事 殿

登録記号番号

柔道整復師氏名

住 所 〒 -

受講予定年月日

(受領委任を取扱う)

施 術 所 名

施 術 所 住 所 〒 -

【添付書類】

- ・インターネットの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団からのメールの写し
(件名「【柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ】」)
- ・FAX の場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書の写し

厚 発 第 号
令和 年 月 日

厚生労働省保険局医療課長
地方厚生（支）局長（管内事務所への周知依頼）
全国健康保険協会 支部長
健康保険組合連合会 連合会長

様

厚生(支)局長

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの
中止（中止相当）について

標記について、下記のとおり措置を行ったので通知します。

記

1. 柔道整復師

(1) 氏 名 ()
(2) 生年月日 昭和 年 月 日

2. 施術所

(1) 名 称 接骨院
(2) 所 在 地 市 区 丁目 番 号
(3) 開 設 者 ()
(4) 住 所 市 区 丁目 番 号

3. 登録記号番号 契 - 0 - 0

4. 所属団体名 個人

5. 柔整師免許の
登録番号 第 号

6. 措置の内容 ()の別紙の10による(7)の研修修了証の写しを提出がないこと
による中止（中止相当）

()については、以下の中から該当するものを記載してください。
・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)
・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年

3月5日付け保発0305第12号)

・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)

7.中止(中止相当)

年月日 令和 年 月 日

(中止(中止相当)年月日から「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和 年 月 日付け保発 第 号)に定める期間を経過しないときには再登録又は再承諾を認めない)

別紙様式 6

厚 発 第 号
令和 年 月 日

公益社団法人 (都道府県) 柔道整復師会長 様

厚生(支)局長

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの
中止(中止相当)について

標記について、下記の貴会会員については、「受領委任の取扱いの中止(中止相当)」措置を行い、別添の通知を送付しましたので、お知らせします。

記

1. 柔道整復師

(1) 氏 名 ()
(2) 生年月日 昭和 年 月 日

2. 施術所

(1) 名 称 接骨院
(2) 所 在 地 市 区 丁 目 番 号
(3) 開 設 者 ()
(4) 住 所 市 区 丁 目 番 号

3. 登録記号番号 契 - 0 - 0

4. 柔整師免許の
登録番号 第 号

5. 中止

(中止相当)

年月日 令和 年 月 日

(中止(中止相当)年月日から「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和 年 月 日付け保発 第 号)に定める期間を経過しないときには再登録又は再承諾を認めない)

別紙様式 7

厚 発 第 号
国 保 第 号
令 和 年 月 日

柔道整復師 様

厚生(支)局長

都道府県知事

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止（中止相当）について（通知）

（ ）の別紙の 10 による（ 7 ）の研修修了証の写しの提出がないことから、令和 年 月 日から柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止（中止相当）とし、中止日から「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」（令和 年 月 日付け保発 第 号）に定める期間を経過しないときには再登録又は再承諾を認めない。

（ ）については、以下の中から該当するものを記載してください。

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）
- ・「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 31 年 2 月 13 日付け保発 0213 第 3 号）

【お知らせ】平成30年度及び平成31年度特例関係通知対象者の皆さまへ

施術管理者研修修了証の写しを未提出の方は提出期限までにご提出ください。

提出いただけない場合、受領委任の取扱いを中止又は中止相当としますのでご注意ください。
(中止後、通知で示す一定年数は、受領委任の取扱いを再登録又は再承諾できません。)

(今回の措置)

特例関係通知による施術管理者研修修了証(以下「研修修了証」という。)の写しの提出期限までに提出できない場合でも、**同期限までに、研修の予約申込を完了し、受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)を提出すれば、受領委任の取扱いを継続することとします。また、提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当となりますが、届出書を上記提出期限までに提出すれば、中止相当としないこととします。**なお、これらの場合であっても、研修修了後、速やかに(届出書に記載のある研修修了証の写しの提出期限までに)研修修了証の写しを提出しない場合は、受領委任の取扱いを中止又は中止相当としますのでご注意ください。(中止後、通知で示す一定年数は、受領委任の取扱いを再登録又は再承諾できません。)

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出することとしているが、この提出期限までに提出できない場合、提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止又は中止相当としますのでご注意ください。(中止後、通知で示す一定年数は、受領委任の取扱いを再登録又は再承諾できません。)

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
平成30年4月1日 ~ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日 ~ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日
平成31年4月1日 ~ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日

柔道整復療養費の受領委任を取り扱う「施術管理者」の届出

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件については、新たに平成30年4月から、柔道整復師資格を取得した後の「実務経験」と「研修の受講」を加えました。

【厚生労働省ホームページ】柔道整復療養費を含む療養費関係の通知を掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken13/index.html

【公益財団法人 柔道整復研修試験財団ホームページ】施術管理者研修の情報を掲載しています。

http://www.zaijusei.com/training_oparation_2019.html